ウクライナ避難民の受入れ・支援等の状況について

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ＩＳＡ

ウクライナ避難民の受入れ状況

◆ **ウクライナ避難民受入れ数**
（令和４年３月２日（総理による受入れ表明日）～同７年３月３１日時点・速報値）
２，７６８人
・男女別 ： 男　８０６人、女　１，９６２人
・年代別 ： １８歳未満　４０５人
１８歳以上６１歳未満　１，９８２人
６１歳以上　３８１人
・入国時身元引受先なし　４０９人
・令和７年３月の入国者数　１６人

◆ **ウクライナ避難民の在留者数** (令和７年３月３１日時点・速報値)
１，９８１人

政府・出入国在留管理庁の体制等

◆ **ウクライナ避難民対策連絡調整会議**
◆ **ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース**
◆ **法務省ウクライナ避難民受入れ支援対策本部**
◆ **出入国在留管理庁ウクライナ避難民受入れ支援対策ＰＴ**
◆ **地方出入国在留管理官署ウクライナ避難民受入支援担当**

ウクライナ避難民への支援(緊急措置)

◆ **在留資格「特定活動」の付与**
◆ **相談対応**
◆ **最長２年間の生活費支援（※）**
◆ **帰国支援**

※補完的保護対象者認定制度の施行日（令和５年１２月１日）前に入国した、身元引受先のない避難民が対象

補完的保護対象者認定制度を活用したウクライナ避難民への支援

◆ **安定した在留資格**
・補完的保護対象者と認定された場合、原則として「定住者（５年）」への在留資格変更が可能

◆ **定住支援プログラム**
・補完的保護対象者に対しては、日本語教育や生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するなど我が国での自立に向けた支援を実施

補完的保護対象者定住支援プログラム
・日本語教育（572時限）
・生活ガイダンス（120時限）
※１時限＝45分

＋

定住支援プログラム受講中の支援
・補完的保護対象者宿泊施設の提供
・生活支援

・上記のほか、ハローワークを中心とした就労支援、相談員による各種生活相談及びハンドブック等の配付による情報提供も実施

◆ **相談窓口**
・補完的保護対象者認定申請者及び補完的保護対象者向けの相談窓口を設置

●補完的保護対象者認定制度の詳細については
出入国在留管理庁ＨＰに掲載
（https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/07_00037.html）

●補完的保護対象者への支援の詳細については以下に掲載
・出入国在留管理庁ＨＰ
（https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/12_00122.html）
・公益財団アジア福祉教育財団難民事業本部（ＲＨＱ）
（https://www.rhq.gr.jp/jp2/）

※令和７年度の各種支援事業はＲＨＱに委託して実施